

## 映畫で食糧増産の志氣昂揚

### —農林省が全國を行脚—

食糧増産の緊急なる現下の情勢に鑑み、農林省では帝國農會、農村文化協會と共に政府の諸施策を直接農業者に周知徹底せしめると共に、益々食糧増産の志氣昂揚を圖ることの緊切なるを認め、目下全國的に之が志氣の昂揚に努めつゝあるが、本縣に對しても

一、増産紙芝居を全農村に對して本月中に一部宛配付し、

部落農業團體、隣組常會等を通じて之が活用を圖らしめると共に

二、食糧増産の緊要なることを國民學校の生徒兒童を通じて周知せしめるため「増産繪物語」を全農村の國民學校に五枚宛配付し、更に

三、十月三日より五日までの三日間主要食糧の供出成績が優良で増産の熱意の旺盛なる農村（縣下で三ヶ所）に巡回映畫班を派遣せられることとなつた。

# 鳥取縣公報

第千四百六十一號 金曜日

## 告示

### ◆鳥取縣告示第四百四十三號

鳥取縣竹材集荷配給取扱要綱左ノ通定ム

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武島一義

- 告示
  - 鳥取縣竹材集荷配給取扱要綱 ..... 一頁
  - 教員免許狀授與 ..... 二頁
  - 臨時農地等管理令ニ依リ證票交付 ..... 三頁
  - 同 價格統制令ニ依リ同 ..... 四頁
  - 畜牛結核病検査日割 ..... 五頁
  - 被保險者證中無効 ..... 五頁
  - 水販賣價格指定 ..... 五頁
  - 國民健康保險指定 ..... 七頁
  - 彙報
  - 戰時納稅貯蓄の話 ..... 八頁
  - 決戰貯蓄は主婦の手で ..... 一頁
  - 避暑客に特別貯蓄 ..... 一五頁
- (一) 本縣ニ於テ生産セラレタル竹材（自家用ヲ除ク）ノ集荷ハ鳥取縣竹材統制協會（以下竹協ト稱ス）ノ指示ニ基キ鳥取縣森林組合聯合會（以下縣森聯ト稱ス）之ヲ行フモノトス
- (二) 竹材ノ配給ハ竹協ノ指示ニ基キ鳥取縣竹材商業組合（以下商組ト稱ス）之ヲ行フモノトス

種別 氏名  
國民學校初等科訓導 信良政弘光一夫男曉春之衛勉藏清雄  
本棕原持谷藤尾東津田置田德潤一孟郎

(三) 本縣内ニ於テ竹材ヲ販賣、加工又ハ業務用ニ使用セム  
トスル者ハ其竹材ノ種類、數量ヲ商組ニ申出ツルモノト  
ス

(四) 竹材ノ移出入ハ竹協ノ指示ニ基キ商組之ヲ行フモノト  
ス

(五) 竹協ハ毎年度始メニ其ノ集荷配給計画ヲ樹立シ知事ノ  
承認ヲ受クルモノトス

(六) 竹協ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル市町村別集荷數量  
及業態別配給數量ヲ知事ニ報告スルモノトス

### ◆鳥取縣告示第四百四十四號

無試驗検定ニ依リ左記ノ者ニ對シ昭和十八年三月三十一日

頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校初等科訓導

名

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 足 | 岩 | 井 | 宇 | 大 | 門 | 岸 | 九 | 小 | 奥 | 大 | 門 | 岸 | 九 | 小 | 足 |
| 立 | 戸 | 垣 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 立 |   |
| 中 | 林 | 田 | 鬼 | 西 | 脇 | 岡 | 鬼 | 林 | 田 | 利 | 博 | 伸 | 伸 | 中 |   |
| 井 | 賢 | 博 | 淳 | 登 | 志 | 大 | 寛 | 春 | 利 | 晃 | 明 | 吉 | 義 | 井 |   |
| 太 | 太 | 則 | 一 | 郎 | 男 | 大 | 春 | 雄 | 躬 | 明 | 一 | 吉 | 一 | 賢 |   |
| 郎 | 郎 | 猛 | 一 | 郎 | 男 | 務 | 林 | 雄 | 躬 | 躬 | 一 | 義 | 一 | 郎 |   |

### ◆鳥取縣告示第四百四十五號

無試驗検定ニ依リ左記ノ者ニ對シ昭和十八年三月三十一日

頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校專科訓導

名

|   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 藤 | 井 | 長 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 安 | 美 | 船 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 渡 | 谷 | 渡 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 邊 | 口 | 邊 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 商 | 尾 | 商 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 準 | 昌 | 準 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 登 | 俊 | 登 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 雄 | 雄 | 雄 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 市 | 市 | 市 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### ◆鳥取縣告示第四百四十六號

臨時農地等管理令第十四條ノ規定ニ依ル證票ヲ左記ノ者ニ  
交付シタリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

|      |    |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第    | 十八 | 號 | 鳥 | 取 | 縣 | 田 | 中 | 貞 | 義 |
| 第    | 十九 | 號 | 地 | 方 | 技 | 師 | 中 | 護 | 良 |
| 第    | 二十 | 號 | 地 | 方 | 技 | 師 | 井 | 通 | 曉 |
| 第二十一 | 號  | 技 | 手 | 吉 | 村 | 傳 | 次 | 郎 | 夫 |

## ◆鳥取縣告示第四百四十七號

臨時農地價格統制令第八條ノ規定ニ依ル證票ヲ左記ノ者ニ  
交付シタリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第九號 鳥取縣屬 田 中 貞 義

第十號 小作官補 尾 崎 享

◇鳥取縣告示第四百四十八號  
畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該當牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◆鳥取縣告示第四百四十九號  
健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

|                  |
|------------------|
| 被保險者證            |
| 記號               |
| 番號               |
| 被保險者氏名           |
| 工場事業場又ハ事務所々在地・名稱 |
| 同銀行島取支店          |
| 島取市若櫻町           |
| 長野工部             |
| 藤田源次郎            |
| 六                |
| 三〇               |
| 田中 喜助            |
| 島取市竹内研究所         |
| 島取市東品治町          |
| 日本通運株式會社         |
| 鳥取支店             |

◆鳥取縣告示第四百五十號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル水ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年六月鳥取縣告示第四九六號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

|     |     |       |          |         |         |         |
|-----|-----|-------|----------|---------|---------|---------|
| 鳥さほ | 三〇  | 田中 喜助 | 島取市若櫻町   | 長野工部    | 藤田源次郎   | 六       |
| 鳥とさ | 三三〇 | 林 幸吉  | 島取市竹内研究所 | 島取市東品治町 | 同銀行島取支店 | 一八、八、五  |
| 鳥たへ | 二七  | 吉田 龜治 | 島取市今町一丁目 | 島取市東品治町 | 島取市行島陰合 | 一八、四、一五 |
| 鳥につ | 一七六 | 山田 精  | 島取市東品治町  | 島取市東品治町 | 島取市行島陰合 | 一八、六、一五 |

|     |    |       |     |     |     |     |
|-----|----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 米なへ | 四一 | 中村みよ子 | 東とう | 鳥とも | 八たひ | 日をに |
| 米なへ | 四一 | 中村みよ子 | 東とう | 鳥とも | 八たひ | 日をに |
| 米なへ | 四一 | 中村みよ子 | 東とう | 鳥とも | 八たひ | 日をに |
| 米なへ | 四一 | 中村みよ子 | 東とう | 鳥とも | 八たひ | 日をに |
| 米なへ | 四一 | 中村みよ子 | 東とう | 鳥とも | 八たひ | 日をに |

|   |         |         |         |   |          |   |          |   |        |
|---|---------|---------|---------|---|----------|---|----------|---|--------|
| 同 | 十二月 二 日 | 十一月 四 日 | 十一月 四 日 | 同 | 十一月 二十九日 | 同 | 十一月 二十七日 | 同 | 十一月 八日 |
| 同 | 同       | 同       | 同       | 同 | 同        | 同 | 同        | 同 | 同      |
| 同 | 同       | 同       | 同       | 同 | 同        | 同 | 同        | 同 | 同      |
| 同 | 同       | 同       | 同       | 同 | 同        | 同 | 同        | 同 | 同      |
| 同 | 同       | 同       | 同       | 同 | 同        | 同 | 同        | 同 | 同      |

|   |     |       |          |         |         |        |
|---|-----|-------|----------|---------|---------|--------|
| 鳥 | 三三〇 | 田中 喜助 | 島取市竹内研究所 | 島取市東品治町 | 同銀行島取支店 | 一八、八、五 |
| 鳥 | 三三〇 | 田中 喜助 | 島取市竹内研究所 | 島取市東品治町 | 同銀行島陰合  | 一八、八、五 |
| 鳥 | 三三〇 | 田中 喜助 | 島取市竹内研究所 | 島取市東品治町 | 島取市行島陰合 | 一八、八、五 |
| 鳥 | 三三〇 | 田中 喜助 | 島取市竹内研究所 | 島取市東品治町 | 島取市行島陰合 | 一八、八、五 |
| 鳥 | 三三〇 | 田中 喜助 | 島取市竹内研究所 | 島取市東品治町 | 島取市行島陰合 | 一八、八、五 |

| 販賣種別    | 區分  | 單位    | 生産者最高販賣 | 價格(工場渡) |       |        |  |
|---------|-----|-------|---------|---------|-------|--------|--|
|         |     |       | 五月ヨリ    | 十月迄     | 十一月ヨリ | 翌年四月マデ |  |
| 販賣業者最高販 |     |       |         |         |       |        |  |
| 賣價格     | 小口賣 | (十八貫) | 一       | 一、一七    | 〇、八〇  | 一、〇〇   |  |
| 同       | 營業用 | 一貫    | 一       | 一、一三    | 〇、一〇  | 一、〇〇   |  |
|         |     | 〇、〇八  | 〇       | 〇、〇六    | 〇、〇六  | 〇、一〇   |  |

| 種別  | 單位 | 小口賣  | 一貫   | 十五月マヨリ | 十一月ヨリ |
|-----|----|------|------|--------|-------|
| 營業用 | 同  | 〇、一六 | 〇、二二 | 〇、二二   | 〇、二二  |
|     |    | 〇、一三 | 〇、一七 | 〇、一七   | 〇、一七  |

|                       |   |  |   |
|-----------------------|---|--|---|
| (一) 一般用水トハ水產用水ヲ除ク氷ヲ謂フ | (二) 生產者工場渡一角(十八貫)ノ價格ハ一回ノ受渡量一噸未滿ヲ取引スル場合ノ價格トス | (三) 本表販賣業者最高販賣價格ハ製冰工場所在市町村(鳥取市賀露及米子市皆生ヲ除ク)ニ於ケル價格ニシテ右地以外ノ地ノ販賣業者最高販賣價格ハ左ノ通トス | (四) 营業用トハ魚屋、飲食店、水店ガ直接自己ノ營業ノ爲ニ使用スルモノニシテ一角(十八貫)以上ヲ取引スル場合ノ價格トシ、一角(十八貫)ニ満タザル場合ハ小口賣價格ニ依ルモノトス |
|-----------------------|---|--|---|

| 水產用水   | 生產者工場渡價格  | 一噸 | 一〇〇圓 |
|--|---|----|------|
| (一) 水產用水トハ漁船、船積氷、鮮魚介類ヲ水揚地ヨリ出荷スルニ要スル氷及右ノモノノ中繼補給氷ヲ謂フ | (二) 本表價格ハ一回ノ受渡量角氷一噸以上ノ場合ノ價格ニシテ一回ノ受渡量角氷一噸未滿ノ場合ハ本表價格ニ一噸當リ一圓ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス |    |      |

|  |   |
|--|---|
| (三) 角氷ヲ碎氷シ販賣スル場合ハ前號ノ格價ニ更ニ五十錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス | (四) 指定シタル共濟組合ノ組合員ニシテ世帶主タル者内務職員共濟組合ノ組合員ニシテ世帶主タル者 |
|--|---|

|         |            |
|---------|------------|
| 五 指定年月日 | 昭和十八年八月十六日 |
|---------|------------|

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 組合ノ名稱 米子市國民健康保險組合  
 二 事務所ノ所在地 米子市中町二十番地  
 三 組合ノ地區 米子市  
 四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スル者  
 (ロ) 健康保險ノ被保險者ニシテ世帶主タル者  
 (ハ) 健康保險法施行令第七條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣  
 (イ) 外國人

# 彙報

## 戦時納税貯蓄の話

租税の心理的重壓緩和  
納税の容易化貯蓄増強

大東亜戦争を勝ち抜く爲には巨額の財政資金が必要であります。これは租税と国民貯蓄によつて賄はれねばなりません。従つて国民貯蓄の增强の必要は益々肝要であると共に、租税の負擔も漸次相當重くなつて居るのであります。ついては國民の租税に對する負擔の心理的重壓感を成るだけ緩和して、納税義務の履行を容易ならしめると共に國民貯蓄の增强を圖る爲に、本年三月公布された法律「納税施設法に基いて、租税を貯蓄で納める制度として「戦時

爲し得る租税の種類は分類所得税、綜合所得税、個人の臨時所得税に限定されて居りまして、貯蓄すべき金額は一件につき最低三十圓（甲種勤労所得に對する分類所得税は五圓）、最高二萬圓と定められて居ります。即ち次に掲げる租税の納税者であつて、右の範囲内でなければこの戦時納税貯蓄をすることが出来ぬのであります。

一、分類所得税のうち甲種の配當利子所得税及び甲種の勤労所得に對する分類所得税を除いたもの、即ち不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種及び乙種の事業所得、甲種及び乙種の勤労所得、山林所得、乙種の退職所得、清算取引所得に對する分類所得税。

二、綜合所得税のうち公債、社債、銀行預金の利子、合同運用信託の利益等に對する分につき源泉課税を選択した場合を除いたもの。

三、個人の臨時所得

納税貯蓄の制度が出来ることとなりました。

この戦時納税貯蓄は特定の租税を納むべき場合に定められた金額を政府に對して貯蓄して置くと、それによつて租税の納付があつたものとせられ、且つ貯蓄した金額は一定の期日が経過した後拂ひ戻されるものであります。即ち貯蓄すればこれによつて租税を納めたことになり、一面貯蓄した金は直接財政資金として國家緊要のお役に立ち、又この貯蓄を繼續して行へば一定年限が経過した後逐次拂ひ戻しを受けるので一種の年金制の作用をし、或は家産を増産する上にも便利である等極めて好適の制度であります。そしてこの貯蓄には表面上利子はつきませんが、貯蓄によつて租税を納めてしかも貯蓄した金はあとで歸つて来るのでありますから、實質的の採算は國債の税引利廻りや銀行の定期貯金乃至は郵便貯金等の貯蓄より有利になるのであります。

及び戦時納税貯蓄證書交付事務は市町村及び甲種勤労所得に對する分類所得税の徵集義務者（以下簡単に徵集義務者といひます。即ち官公署、銀行、會社、其の他の甲種勤労所得となる給與の支拂者です）をして取扱はせることになつて居り、其の他の事務は日本銀行で取扱ふことになつてゐます。但し徵集義務者の取扱ふのは甲種の勤労所得に對する分類所得税に關するもののみであります。

戦時納税貯蓄には甲種貯蓄と乙種貯蓄の二種がありまして、甲種は納税すべき金額の二倍、乙種はその三倍を貯蓄するのであります。そして甲種は貯蓄をした月の屬する月から起算して十九年、乙種は十一年六ヶ月の後に拂ひ戻されます。その拂ひ戻し期日は蓄貯證書に記載されてゐまして期日が來たら貯蓄證書を日本銀行の本店、支店又は代理店に提出して拂ひ戻しを請求すればよいのであります。但

しこの貯蓄は拂ひ戻し期日後十年を経過すると時効によつて権利を失ひ、拂ひ戻しを受けることが出来なくなりますから其の間に拂ひ戻しを受けねばなりません。

この戦時納税貯蓄はさきにも記すやうに納税義務者が納稅すべき時にこの貯蓄をするのであります。その貯蓄額も税金の二倍又は三倍と定められて居り、勝手の時期に勝手の額を預け入れることは出来ません。貯蓄しようとする時は定められた税額の二倍又は三倍の現金に、納税告知書と戦時納税貯蓄申告書（市町村役場及び徵收義務者の事務所にあります）を添へて出せばよいのです。但し甲種勤労所得に對する分類所得税については、給與の支拂の際に天引されることになつてゐますから、單に戦時納税貯蓄申込書を提出するだけよいのです。

納税貯蓄をすれば日本銀行の方で戦時納税貯蓄證書を作成して市町村又は徵集義務者を通じて貯蓄者に交付されるのであつて、市町村の取扱い分は一件毎に別の證書を交付

又相續税を課すべき相續財産中に戦時納税貯蓄がある場合に相續税納付の爲に資金を必要とする場合にも譲渡が認められますが、この際は相續税に關する納税告知書を呈示せねばならぬことになります。

尙貯蓄者について住所變更、改氏名、相續等の異動があつた場合は、しいて其の都度届出をする必要はなく、拂ひ戻しを受ける時に届出ればよいのです。

(地 方 課)

### 決戦貯蓄は主婦の手で

是非勝たねばならぬ戦争です  
必死で戦ふ生活に徹しませう

「決戦生活」最低限度の生活」が叫ばれ、國債消化が割當

し、徵集義務者の取扱いものについては證書が通帳式になつてゐて、貯蓄した都度金額を記入し、日本銀行の證印を捺して貯蓄者に返されます。

尙證書を亡失した時は代證書の交付を受けることが出来ます。

◇

この貯蓄は長期固定的な貯蓄として永く家産として保有されることを趣旨の一つとしてゐますので、原則としてその譲渡は禁ぜられてゐますが、やむを得ぬ必要のある場合は日本銀行に譲渡することが認められてゐます。この日本銀行への譲渡は概ね賜金國庫債券の買上げを認める場合と同じであります。生産、負債整理、又は災害復舊のための資金を必要とし、或は生活困難となつてこの貯蓄の譲渡をしなければ必要な資金が得られないやうな場合に限られその手続きは日本銀行本支店又は代理店に貯蓄證書を提出して買上げを請求すればよいのであります。譲渡の場合

ても追々昂騰はまぬがれず、日常の入費はなか／＼減額が困難であつて、一家の經濟を遣り繰る主婦のなやみはさこそ同情せずには居られません。

戦争の進行と共に收入の殖えてゐる方面も頗る多く、中には軍國の民に有るまじき闇の取引きで法外の高額な收入を得てゐる向もあるやに聞き及ぶこともあります。これらの人々に斷然心を引き締めて思ひ切つた貯蓄をし、公債をうんと買つて貰はねばならぬことはいふまでもありませんが、さうでない普通の收入で正常に生活してゐる人達も一層生活を引き締めて、もつと／＼貯蓄をし公債を買はねば戦争に勝ち抜くことは出來ぬのでありますから、實際主婦の苦勞はひと通りやふた通りではないわけであります。しかしわれ／＼は何が何でも是非貯蓄はやり抜かねばなりません。本年度の國民貯蓄二百七十億圓、鳥取縣の分として八千萬圓の貯蓄は是非やり遂げねば、この米英を相手

とする未曾有の大決戦に勝ち抜くことは絶対に出来ないの  
であります。石にかぢりついてもとはほんとこのことで  
す。われくはたとひ草の根を探り木の葉を食ひ、着る物  
が無ければ裸身で暮しても是非勝たねばならぬ戦ひです。

先き頃の新聞にも南方で戦つてゐる兵隊さんが士人の子供  
の足の指の不足してゐる者が十人に四五人はあるので聞い  
て見ると、敵軍の無理な仕事に使はれて、思ふまゝに働く  
ないといつて切られたのだといつてゐたと書いてあります  
たが、私たちでも若し敗けたらその通りです。虫畜のやう  
な米英、そして飛行機や軍艦を造る資材はうんと持つてゐ  
る米英を相手の戦争です。もとより我が皇軍は心配なく勝  
つて下さいます。戦略的態勢がこれまでの緒戦期で充分必  
勝の態勢にあることは東條總理大臣も申されて居ります。

しかし何といつても、勇敢な大和魂の持主の日本軍人でも  
武器が續かねば戦には勝てません。そして武器を作るのは  
統後國民の勤めです。鐵銅の產出態勢が整ふまでの必要の  
の國民貯蓄であります。一百億圓の税金を差引いた百三十  
億圓で生活せねばならぬのであつて、收入の四分の一が消  
費資金となるわけであります。即ち昨年は收入の三分の一  
で生活したのを今年は四分の一で生活しなければならず、  
そして昨年よりは四十億圓の貯蓄増加を必要としてゐるの  
であります。四十億圓といへば一億國民にとつて一人當り  
四十圓で、五人家内の方では昨年より一年に平均二百圓の  
貯蓄増加を必要とするのであります。まことに決戦生産、  
決戦生活、そして決戦貯蓄であります。是非これを成し遂  
げる爲にはわれわれは眞に容易ならぬ大覺悟が必要であります。

△

戦はくよく熾烈です。最近では敵も漸く決戦態勢を整  
へて緒戦の失敗挽回に懸命となり、叩いても叩いても執拗  
に反攻を続ける西太平洋の戦況を始め、アリューシヤン方  
面支那方面からの我が本土空襲企圖等まことに油斷ならぬ

爲には國內にあるあらゆる鐵銅製品をも供出すると共に、  
如何なる節約をもして貯蓄をし、戦争必勝への資金を充分  
にして是非兵隊さんに武器不足を感じさせてはならないで  
あります。

◆

昨年度は我が國民の一年間の所得四百五十億圓のうち二  
百三十億圓を國民貯蓄とし、そのほか租税やそれに類する  
ものを差引いた百五十億圓、即ち收入の三分の一で生活す  
る建前であつたのですが、國民の忠誠はよくこれを成し遂  
げて、殊に本縣の如きは斷然目標を突破して全國で第七位  
といふ優秀な成績を収めたのであります。これについて  
は五十萬縣民がよくこの時局の重大性を認識せられて、血  
と汗の滲む勤労と節約の強化に奉公の誠を致した賜物に外  
ならぬのであります。全く感謝に堪えぬところであります。

ところが今年度は國民所得五百億圓に對し二百七十億圓  
ものがあります。敵は物力を持てて日本の完全降伏まで  
戦ふと豪語し、日本はもとより絶対に敵を徹底撲滅せねば  
ならぬのは言を要せぬところでありますから、今や日本ま  
さに四つに組んだ形で、われくはいよく石にかぢりつ  
く決戦生活で勝ち抜かねばなりません。

かかる情勢に於てこれまでと同じ、或は同じやうな生活  
をしてゐてこの大決戦に勝てよう筈はないであります。  
煙草が高くなつた、酒が手に入らぬ、子供の婚禮衣裳に困  
るといふ時ではありません。何でも有るだけでもつて行く  
のです。無くなればお互融通し合つて、それでも足らねば  
皆が一層苦しみながら、どこまでも國民が一つになつて敵  
撃滅に突進せねばならぬ。そして勝つて勝つて勝ち抜かね  
ばならぬのであります。

その爲には植えた收入はみな貯蓄しませう。そしてその  
上にこれまでの生活より切りつめませう。「わしの收入は何  
圓になる」性は「月に何百圓とると」誇らしげにひつて、

知らぬ間に金使ひの荒くなつてゐる人は時局を知らぬ不忠者です。

收入の少い人も困るゝと愚痴を並べてゐる時ではありません。われゝのお國が存亡の危機に直面してゐる今日あらゆる困苦に打ち克つて、一身一家を犠牲にしても勝ち抜くのが日本人です。食生活がこれ以上引き下げが出来ねば衣服の生活で、或はいろゝな社交的な生活で是非絞り出して國民貯蓄は成し遂げねばなりません。戦ふ生活は要するに出来るだけ働いて生産を高め收入を多くし、その中からまづ戦争の爲の費用を先きに取出して、残つたところで生活する外に道はないのであります。

かつて後藤新平伯爵は後進を戒めて

「貯蓄は天引に限る。收入の一割でも三割でも天引して貯蓄するがよい、それから諸拂ひする。もし支拂ひに不足を生じたら借金してもよい、断じて貯蓄を減してはならぬ

あります。

(地方課)

## 避暑客に特別貯蓄

一泊に付 大人一圓——小人は半額

大東亞戰爭の進展に伴ひ、國民貯蓄増強の要愈々緊切を加へつゝあり、本縣に於ては縣民舉つて戰時生活實踐の徹底に依り餘剩は悉く貯蓄に振向ける態勢を整へつゝある折

柄、海岸、山間、溫泉地等に避暑をなす者に對して特別の貯蓄をなさしめ、以て國民貯蓄の増強に資せしめるの方途を講ずるは時局下喫緊の要務たるに鑑み、縣では次の要領に依つて速かに本運動を開始することとなつたので、關係市町村に於ては警察署と連絡の上是非共貯蓄せしめるやう指導せられたい。

(一) 貯蓄をすべき者  
概ね次の各項に該當する者で、夏季中避暑等の目的で同

借款は利子がつく、延滞すれば執達吏が来るから何とかして返さうとするのでいつしか片がつく。片がつけば貯蓄だけ儲けものといふわけだ。高い利子の借款をし、安い利子の貯蓄を維持するのには不合理のやうだが、中流社會の者はこんな禮道をとらねばなか／＼貯蓄は出来ぬ」といはれたさうですが、これこそ貯蓄の眞理といふことが出来ませう。是非ねばならぬ貯蓄でしかも容易に出来ぬとすれば、さうでもするより外にありません。しかも國民貯蓄はお國の爲につくしながらそれだけ家産を増成するわけですから、われゝは何が何でもやり抜かねばなりません。憎い敵米英、絶対敗けてならぬ敵米英に勝ち抜く爲には是非どんなにしてもこの貯蓄を成し遂げねばならぬのであります。

一場所に原則として三泊以上滞在する者 但下記の

鍊成等をなす團体、又は特に病氣保養のため滞在する者と認められる者に付ては實情に依つて除いてもよい

イ、別荘に滞在する者  
ロ、借家又は間借りに依り滞在する者

ハ、旅館等に滞在する者

(二) 貯蓄の標準

大人一日に付一圓以上、小人一日に付其の半額以上とし滞在地又は生活程度に應じて適宜増額すること

(三) 實施方法

イ、貯蓄の勸奨は市町村、町内會、部落會等をして之に當らしめ、必要に應じ壯年團又は婦人會等の指導團體をして之に當らしめること

ロ、貯蓄勸奨の手續は當該滯在者より特別貯蓄實行書二通を徵し、一通は之を取締上市は直接、町村は地方事務所へ送付し、地方事務所は一ヶ月分を取纏めて翌

月五日までに知事宛送付し、一通は當該滯在者の住所地の市區町村長宛遅滞なく送付せしめること

ハ、貯蓄の勧奨に當つては豫め滯在豫定日數等を滯在者より聽取し其の豫定日數に依つて特別貯蓄實行書を徵してよい

二、貯摺の方法は當該滯在者の住所地に於ける地域國民貯蓄組合の貯蓄として特別に之を實行せしめること

ホ、特別貯蓄實行書を受けた市町村は部落會町内會長に連絡し實行書提出者をして當該金額を貯蓄せしめること

ハ、國債又は債券を當該滯在地に於て購入せしめることの出来る地方にあつては(二)の標準に依り成るべく國債又は債券を以て特別貯蓄を實行せしめること

ト、國債又は債券を滯在地に於て購入せしめた時は滯在地市町村長は此のことを知事宛報告すること

ハ、國債又は債券を當該滯在地に於て購入せしめることの出来る地方にあつては(二)の標準に依り成るべく國債又は債券を以て特別貯蓄を實行せしめること

ト、國債又は債券を滯在地に於て購入せしめた時は滯在地市町村長は此のことを知事宛報告すること

# 鳥取縣公報

昭和十八年八月二十四日

火曜日

縣令

◆鳥取縣令第四十九號

諸車旅客運送營業取締規則左ノ通定ム

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武島一義

諸車旅客運送營業取締規則

- 縣令
- 諸車旅客運送營業取締規則制定.....一頁
- 告示
- 諸車運賃標準
- 紫雲英種子販賣價格指定.....七頁
- 建具用材價格指定.....八頁
- 座織生糸ノ加工貨認可.....八頁
- 假設建築物建築許可.....一〇頁
- 昭和十九年度海軍志願兵徵募.....二頁
- 櫛類賣期日變更認可.....五頁
- 梨出荷計畫承認.....七頁
- 彙報
- 薺麥を空荒廢地へ.....八頁
- 若き女性よ職場に出でよ.....三頁
- 草履表加工及切藁生產.....

鳥取縣公報火曜日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年八月二十四日

(第三種郵便物認可)

◎週報・寫眞週報掲載內容 (八月十八日發行)

## ▲週報 報

○伊の動向と敵の謀畧

○應徵士の服務規律

○本年度の薪炭對策の發足

○企業整備の質疑應答(2)

○電信電話の戰事特例

○荷造を完全にしませう

○隣組の生活共同化

○交易計畫問答

○寫眞週報

○重要鑑物非常增產強調期間

○礪山を激勵する商工大臣

○頑張る神岡礪山

○戰ひ抜く常磐礪山

○葡萄礪山に新潟醫大報國隊の診療奉仕

○増産へ  
鉄を振ふ一萬五千の援農生徒隊——北海道——

旋盤と取り組む——大阪西野田工業學校生徒——

とするもそれなり箇の實一萬五千貫——岐阜縣——

○兵曹さんと女學生の海洋訓練

○水兵服の郵便屋さん——東京都日本橋高等女學校——

(地方課)

第十四百六十二號